

だい じ
第 5 次かわさき
の - ま ら い ぜ - し ょ ん ぶ ら ん
ノーマライゼーションプラン
かい てい ばん
改定版



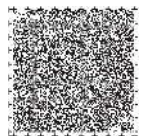
しょうがい ひと ひと
～障害のある人もない人も、
たが せん ちょう とも ささ あ
お互いを尊重しながら共に支え合う
じ りつ きょうせい ち いきしゃ かい じつげん む
自立と共生の地域社会の実現に向けて～



しょうがいしゃけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど
障害者計画 (令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)
しょうがいふくしけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど
障害福祉計画 (令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)
しょうがいじふくしけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど
障害児福祉計画 (令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

れいわ ねん がつ
令和6(2024)年3月

かわ さき し
川崎市



みぎ まーく おんせいよ あ よう こーど せんよう よ と き すまーと ふおん
右のマークは音声読み上げ用のコードです。専用の読み取り機や、スマートフォンなどで
ゆに ぼいす あぶり しょう よ と さっし じょうほう おんせい ごあんない
Uni-voice アプリを使用して読み取ると、この冊子の情報を音声で御案内します。

第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版とは

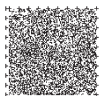
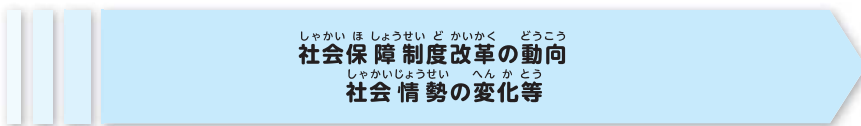
この計画は、障害福祉施策全体を計画的に推進するため、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定したものです。

このうち、障害者計画は、川崎市の障害福祉施策の方向性等についての基本的な計画で、計画期間は令和3(2021)年度から令和8(2026)年度の6年間です。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、重点的に取り組む目標や、各年度におけるサービス見込量を定める計画で、計画期間は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までと令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。

そのため、令和6(2024)年度以降の障害福祉計画及び障害児福祉計画を新たに定めるとともに、国における社会保障制度改革の動向や、本市の障害福祉施策を取り巻く状況の変化等を踏まえ、計画全体の中間見直しを行い、第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版を策定しました。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------



障害児・者数の推移

障害者自立支援法が施行された平成18(2006)年4月1日と比較すると、令和5(2023)年4月1日時点の各障害者手帳所持者数は、身体障害は約1.3倍に、知的障害は約2.3倍に、精神障害は約3.7倍に増加しており、いずれも人口増加率を大きく上回っています。

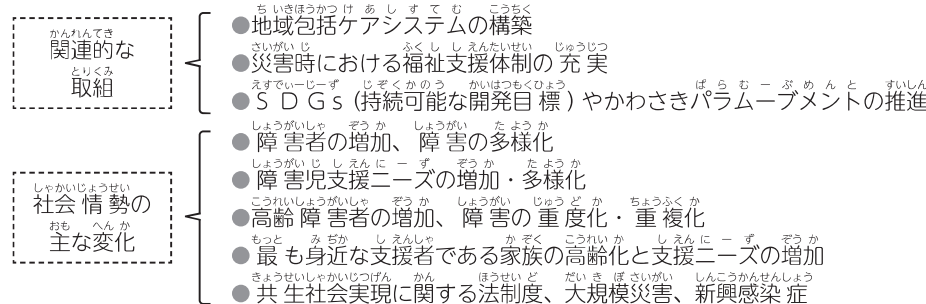
	平成18年 (2006年)	令和5年 (2023年)	増加率 (平成18年比)
身体障害 (身体障害者手帳)	27,667人	36,964人	33.6%
知的障害 (療育手帳)	5,483人	12,406人	126.3%
精神障害 (精神障害者保健福祉手帳)	4,330人	16,212人	274.4%

	平成18年 (2006年)	令和5年 (2023年)	増加率 (平成18年比)
上記手帳所持者数の合計	37,480人	65,582人	75.0%

※知的障害は、判定のみ受けて療育手帳を所持していない方を含まず。

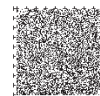
	平成18年 (2006年)	令和5年 (2023年)	増加率 (平成18年比)
(参考) 川崎市の人口	1,332,035人	1,541,640人	15.7%

障害福祉施策を取り巻く状況



第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版における課題

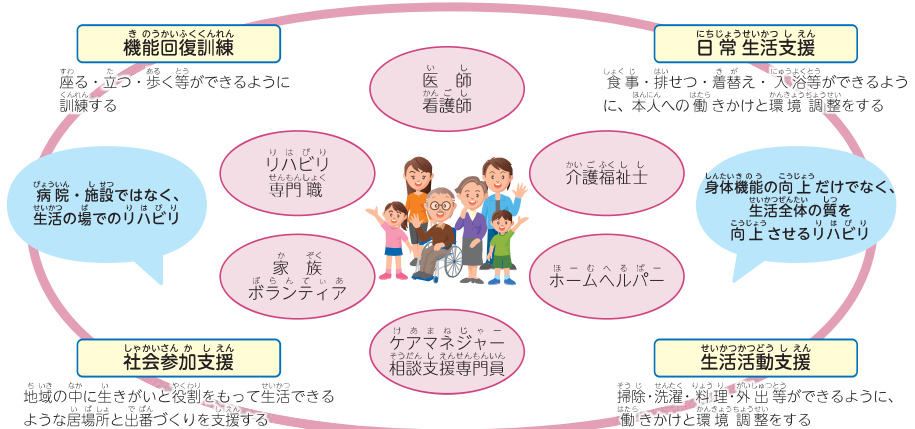
- 高齢者や障害児・者等に対する包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築
- 多様なニーズに対応する相談支援や地域生活支援の充実
- 障害の特性やライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援体制の構築
- 多様なニーズに対応できる住まいの場の確保
- 医療的ケア児・者への支援の充実など、保健・医療分野等との連携強化
- 障害福祉サービスを担う人材の確保等、多様な主体による支え合い、雇用就労支援
- 権利擁護、市民意識の醸成、社会参加の促進、バリアフリー化、災害・緊急時対策



ちいきりはびりてーしょん すいしん 地域リハビリテーションの推進

高齢化の進展や支援ニーズの増加・多様化などに対応するため、年齢や疾病、障害の種別で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制を構築する必要があります。

本市が目指すリハビリテーションは、単に体を起こしたり、歩いたりできるようにする身体的な機能回復訓練だけではなく、日常生活活動から社会参加による生活の質の向上まで、生活全体を見渡し、地域の中で提供していくことで、住み慣れた場所で質の高い生活を送り続けることができるよう支援していくものです。



きほんりねん しきくたいけい 基本理念と施策体系

きほんりねん 基本理念

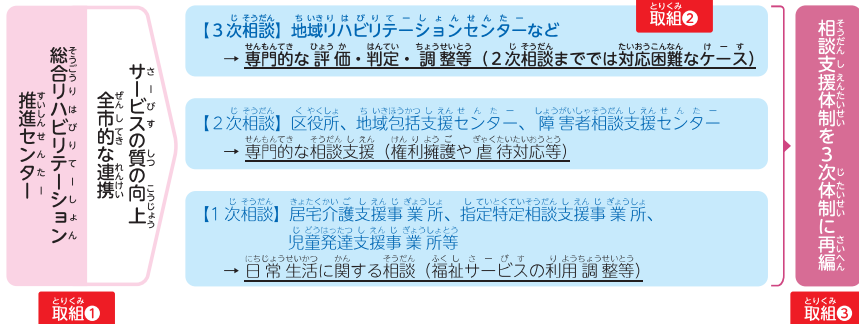
障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現

きほんほうしんいち 基本方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～

- 施策1 相談支援体制の充実
- 施策2 地域生活支援の充実
- 施策3 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実
- 施策4 多様な住まい方と場の確保
- 施策5 保健・医療分野等との連携強化
- 施策6 人材の確保・育成と多様な主体による支え合い
- 施策7 雇用・就労・経済的自立の促進

ちいきりはびりてーしょん すいしんたいせい 地域リハビリテーションの推進体制



きほんほうしんに 基本方針Ⅱ 地域とかわかる

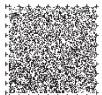
～地域の中でいきいきと暮らしている「心のバリアフリー都市川崎」の実現～

- 施策8 権利を守る取組の推進
- 施策9 心のバリアフリー
- 施策10 社会参加の促進

きほんほうしんさん 基本方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

- 施策11 バリアフリー化の推進
- 施策12 災害・緊急時対策の強化



基本方針I

～多様なニーズに対応するための包括的な

育ち、学び、働き、暮らす

支援体制 (地域リハビリテーション) の構築～

乳幼児期

子どもの発達について、相談したいです。



学齢期

近所の友達と、いっしょに勉強したり遊んだりしたいな。



就職に向けた指導や支援をしてほしいです。

成人期

住み慣れた地域での生活を続けたいです。



仕事の悩みを相談したいです。

高齢期

頼る人がいないので、今後の生活が不安です。



施策1 相談支援体制の充実

- 対象者を年齢や疾病、障害の種別等で限定しない、全世代・全対象型の包括的な支援体制として、地域リハビリテーション体制を構築します。
- 障害のある方や障害福祉サービス利用者への増加に対応するため、相談支援体制の再構築に取り組みなど、支援が必要な全ての方に対し効果的に相談支援を行える体制を確保します。
- 発達障害や高次脳機能障害のある方、難病患者や医療的ケア児・者、ひきこもり状態の方などに対する専門的な相談支援体制を構築します。



施策2 地域生活支援の充実

- 支援ニーズに応じた様々な生活支援サービスや日中通所サービス等を安定的に提供する体制を確保するとともに、多様な機能を集約した拠点型施設の整備を進めます。
- 障害のある方の在宅生活を支援する基盤を充実させるとともに、障害特性などに応じた多様な支援の実施に向け、短期入所や日中活動の場などの整備を推進します。
- 情報コミュニケーションの支援、移動及び外出の支援、福祉用具等による支援など、多角的な支援を実施します。

施策4 多様な住まい方と場の確保

- 民間住宅に関する支援や居住環境の向上など、多角的な居住支援を推進します。
- グループホームなどの基盤整備を進めます。
- 特別養護老人ホームにおける高齢障害者の受入体制の整備を進めます。
- 入所施設からの地域移行を進めるため、入所施設向けの支援と併せて、障害のある方を受け入れる地域の受入体制の充実を図ります。

施策5 保健・医療分野等との連携強化

- 障害に伴う適切な医療等を身近な地域で受けられる体制を安定的に確保することで、障害のある方の地域生活を支援します。
- 医療的ケア児・者への支援を充実するなど、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を進めます。

施策6 人材の確保・育成と多様な主体による支え合い

- 障害福祉サービスを担う人材の確保等に向けた取組を推進します。
- サービスの質が保たれるよう、第三者評価の実施や苦情解決体制の確保などの取組を推進します。
- ピアサポートによる当事者支援や、様々な地域・ボランティア団体による活動など、多様な主体による支え合いを支援します。



施策3 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実

- 障害福祉のみならず、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携をとりながら、包括的な支援体制を構築します。
- 増加・多様化する障害児支援ニーズに対応するための取組を推進します。
- 障害の有無に関わらず、地域の保育所や幼稚園等で共に過ごし、子ども同士が学び合う機会を持てるよう地域のインクルージョンを推進します。
- 小・中学校、高校、特別支援学校などの学びの場において、障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細やかな相談や指導を行うなど、必要な支援を行います。

施策7 雇用・就労・経済的自立の促進

- 就労に向けた支援だけでなく、就職後の就労定着に向けた支援も行うなど、それぞれのニーズに応じた適切な支援を受けられる体制を確保します。
- 企業に対する障害者雇用に向けた支援や、福祉的就労の場における工賃向上に向けた取組、各種手当などによる経済的支援などを推進します。

基本方針Ⅱ 地域とかがわる

～地域の中でいきいきと暮らしていける「心のバリアフリー都市川崎」の実現～



施策8 権利を守る取組の推進

- 関係機関と連携しながら、障害のある方への差別解消や虐待防止に向けた取組を推進します。
- 権利擁護に関する様々な制度について普及啓発を図るとともに、成年後見制度などの利用を促進するための取組を推進します。

施策9 心のバリアフリー

- 「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」を目指した「かわさきパラムーブメント」の取組を、市民、企業、団体等と連携しながら推進します。
- 地域や教育の場で障害の理解促進や普及啓発を行うなど、全市民的な意識の醸成（心のバリアフリー）に向けた取組を推進します。

施策10 社会参加の促進

- パラスポーツの普及やスポーツ施設の利用促進など、障害の有無に関わらず誰もがスポーツを楽しめるよう、取組を推進します。
- バリアフリー上映の実施や作品発表の場の確保、点字図書や録音図書の充実など、障害の有無に関わらず誰もが文化芸術活動等を楽しめる環境づくりを推進します。

基本方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～



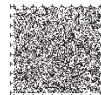
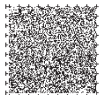
施策11 バリアフリー化の推進

- 施設や公共交通機関などのバリアフリー化を推進します。
- 情報のバリアフリー化を推進します。



施策12 災害・緊急時対策の強化

- 地震や風水害などの大規模災害や新興感染症の発生時における支援のあり方について整理・検討し、災害・緊急時の支援体制を強化する取組を推進します。
- 防災・災害情報を円滑に伝達するとともに、非常時における通報手段を確保するなどの取組を推進します。



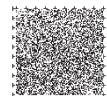
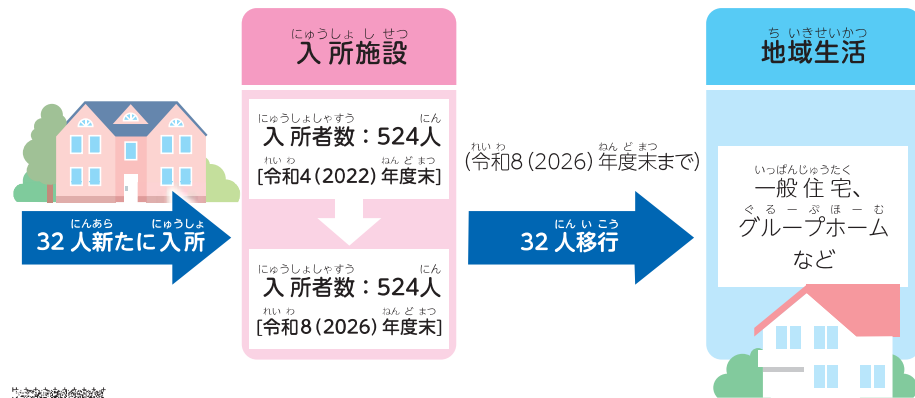
令和8(2026)年度までに重点的に取り組む目標

1 福祉施設から地域生活への移行

福祉施設に入所している障害のある方について、グループホームやひとり暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

令和8(2026)年度までの目標		
項目	目標	実績 [令和4(2022)年度]
入所施設から地域生活への移行者数	32人	34人
施設入所者の削減数	0人	0人

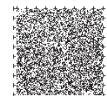
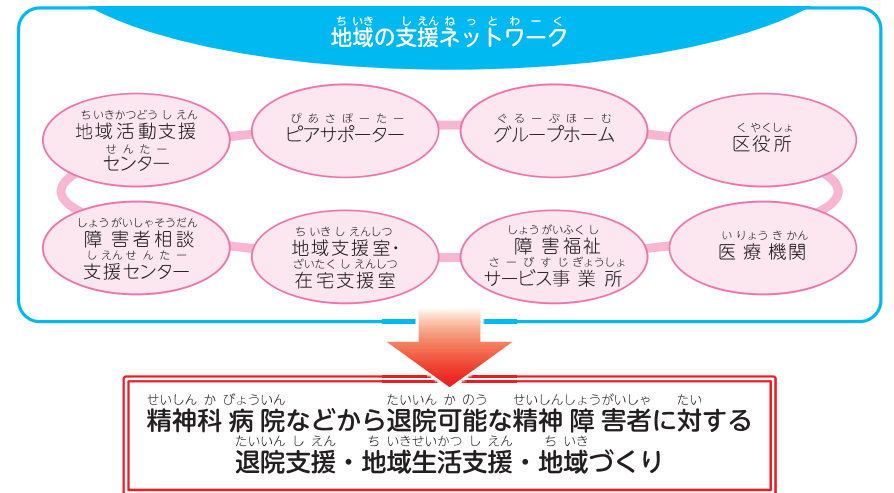
- 入所施設から地域生活への移行者数については、令和4(2022)年度末時点の施設入所者数524人のうち、6% (国の指針に基づく割合)の32人と設定します。なお、実績値34人については、令和元(2019)年度末時点の施設入所者に対象を限定せず、令和2(2020)年度以降の新たな施設入所者も含めて算出しています。
- 施設入所者の削減数については、本市の入所施設の定員数が少ないことや、障害の状況などを理由に入所施設の利用が新たに必要の方がいることなどを踏まえ、現在の水準を維持する(削減数は見込まない)こととします。



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

令和8(2026)年度までの目標	
項目	目標
精神障害者の地域移行支援数 (令和8(2026)年度末までの累計) 【新規】	183人



3 地域生活支援の充実

障害のある方の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等機能を整備します。

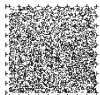
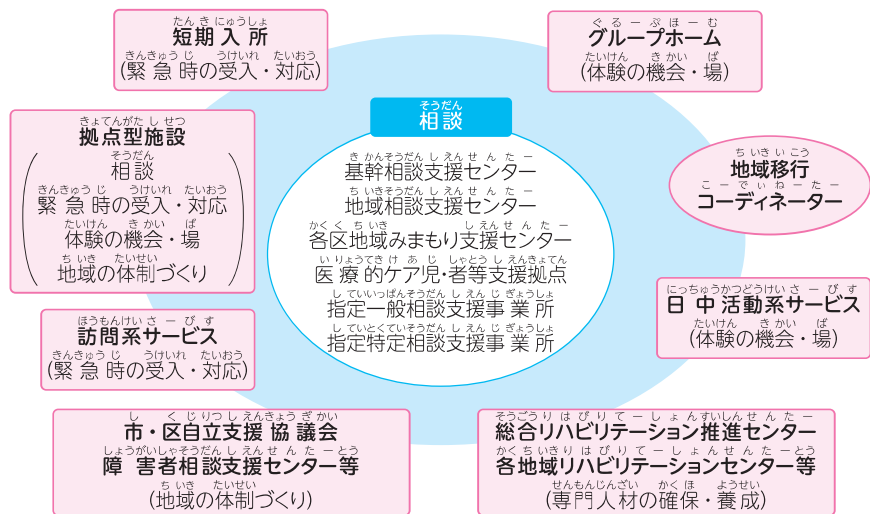
令和8(2026)年度までの見込量			
項目	目標	実績 [令和5(2023)年度]	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	開催回数	1年あたり6回	1年あたり6回
	構成員数	20人	36人
	参加者数(保健)	1年あたり6人	1年あたり6人
	参加者数(精神医療)	1年あたり30人	1年あたり30人
	参加者数(医療・精神以外)	1年あたり18人	1年あたり18人
	参加者数(福祉)	1年あたり27人	1年あたり27人
	参加者数(当事者及び家族)	1年あたり24人	1年あたり24人
	目標設定及び評価の実施回数【新規】	1年あたり1回	
精神障害者の地域定着支援	1年あたり20人	1年あたり17人	
精神障害者の共同生活援助	1年あたり13人	1年あたり7人	
精神障害者の自立生活援助【新規】	1年あたり3人		
精神障害者の自立訓練【新規】	1年あたり3人		
精神病床における退院患者の退院後の行き先(自宅やアパート等に退院した数)	1年あたり17人	1年あたり14人	
ピアサポート活動をする人	1年あたり14人	1年あたり24人	
災害派遣精神医療チーム体制整備のための運営委員会	1年あたり2回	1年あたり2回	

※保健・医療・福祉関係者による協議の場の参加者数は年間の延べ人数です。

※令和5(2023)年度実績は見込み。

令和8(2026)年度までの目標		
項目	目標	実績 [令和4(2022)年度]
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】	取組の推進	
地域生活支援拠点等機能の運用状況の検証等	1回	1回
強度行動障害者に対する支援体制の整備【新規】	取組の推進	

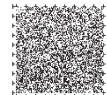
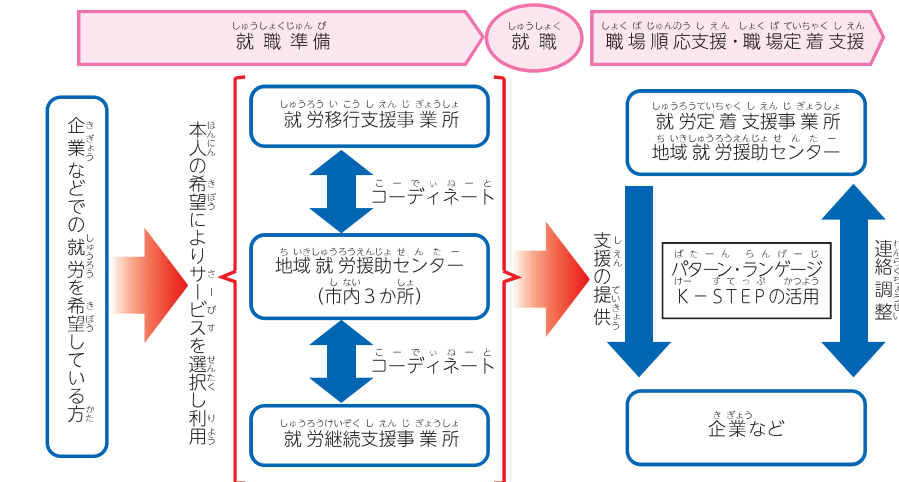
地域生活支援拠点等機能



4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行及び就労定着を推進します。

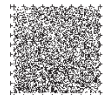
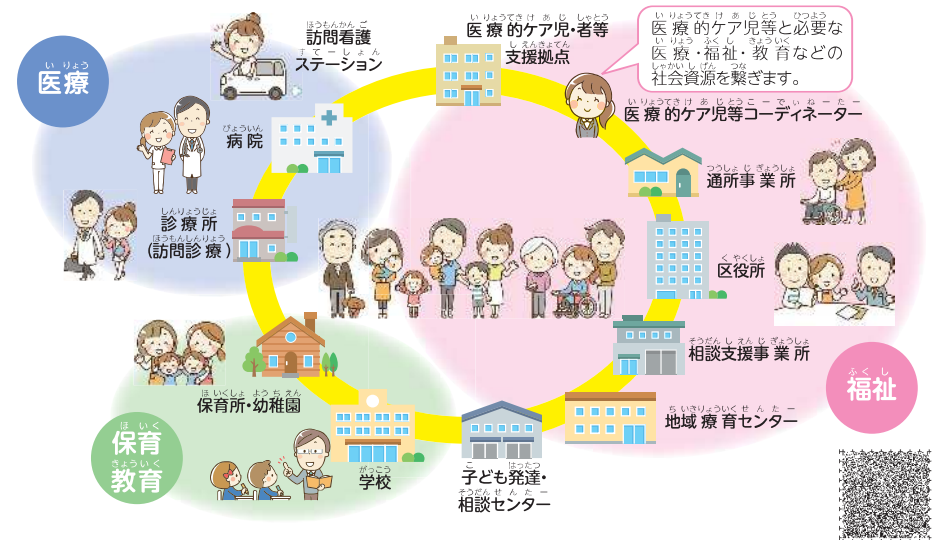
令和8(2026)年度までの目標		
項目	目標	実績 [令和4(2022)年度]
福祉施設から一般就労への移行者数	366人	328人
一般就労への移行者数	就労移行支援事業	227人
	就労継続支援A型事業	42人
	就労継続支援B型事業	47人
就労定着支援事業の利用者数【新規】	374人	
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合【新規】	25%	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】	30%	
就労支援ネットワーク会議の開催【新規】	年3回	



5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制を整備することで、子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制を安定的に確保します。

令和8(2026)年度までの目標		
項目	目標	実績 [令和4(2022)年度]
保育所等訪問支援を含めた支援を実施する児童発達支援センターの箇所数	4か所	4か所
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進【新規】	取組の推進	
難聴児支援の推進【新規】	取組の推進	
重症心身障害児を支援する事業所の箇所数	10か所	7か所
児童発達支援事業所等	14か所	11か所
放課後等デイサービス事業所等		
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	取組の推進	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	40人	26人
障害児入所施設に入所している児童に対する移行調整に係る協議の場【新規】	取組の推進	

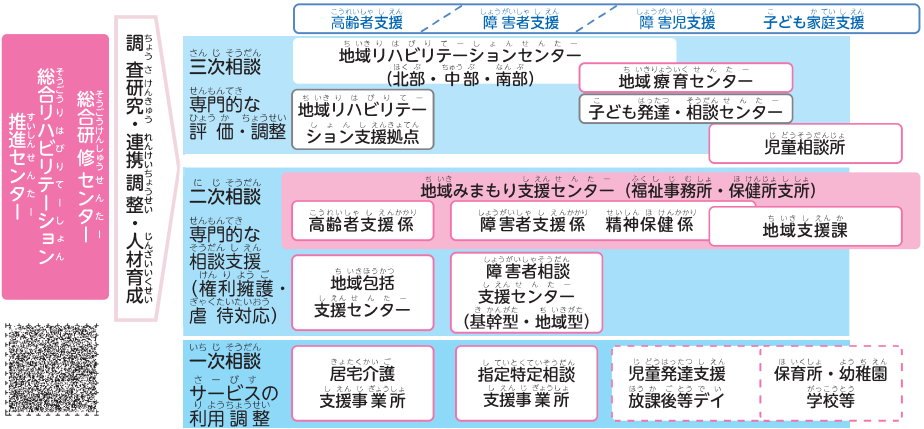


6 相談支援体制の充実・強化

障害のある方が、身近な地域で質の高い相談支援を受けられるよう、相談支援体制の充実・強化に向けた取組を推進します。

れいわ ねんど もくひょう 令和8(2026)年度までの目標		
項目	目標	実績 [令和4(2022)年度]
地域相談支援センターにおける相談件数	59,000件	57,968件
地域相談支援センター及び基幹相談支援センターによる地域の相談機関等との連携回数	624回	384回
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援機関等に対する訪問等による専門的な助言・後方支援回数	1,440回	1,407回
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援事業所の人材育成支援回数【新規】	360回	
基幹相談支援センターの設置	設置済	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	28回	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込み	18人	
協議会における地域の相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	14回	
参加事業者・機関数	70事業所	

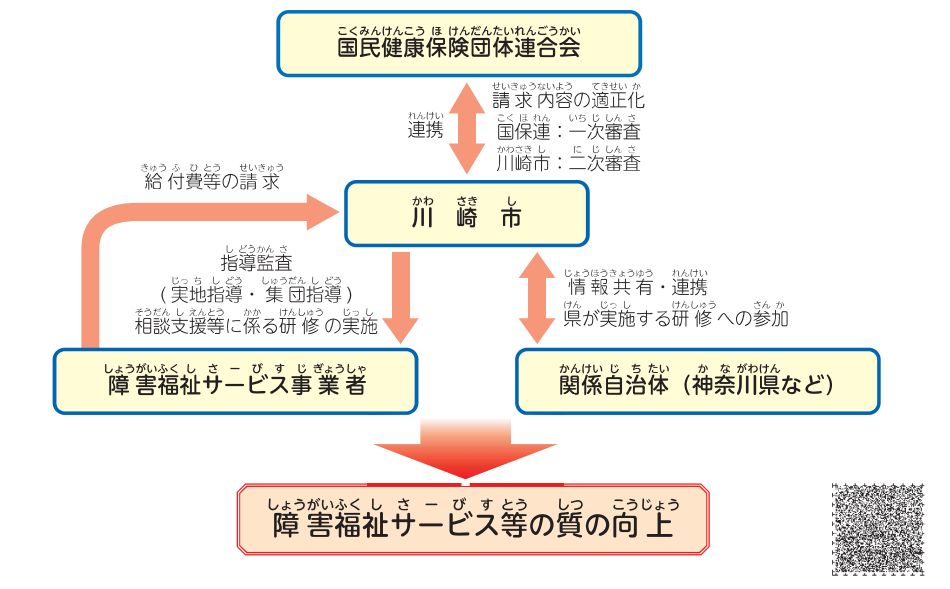
川崎市が目指す重層的な相談支援体制



7 障害福祉サービス等の質の向上

支給決定情報と請求情報の突合や事業者の届出情報等の確認による二次審査を実施するとともに、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加などにより、障害福祉サービス等の質の向上と障害福祉制度の適正な運営確保を図ります。

れいわ ねんど もくひょう 令和8(2026)年度までの目標		
項目	目標	実績 [令和4(2022)年度]
支給決定情報と請求情報の突合や事業者の届出情報等の確認による二次審査	全件実施	全件実施
二次審査結果の情報共有	年1回以上	2回
指導監査の適正な実施及びその結果の関係自治体との共有	取組の推進	
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加	年12回以上	15回
相談支援専門員研修(初任者・現任者・主任)修了者数(累計)【新規】	381人	



しょうがいしゃそごうしえんぽう もと さーびす
障害者総合支援法に基づくサービス

名称	内容	令和5年度 (2023年度) (実績)	令和8年度 (2026年度) (見込量)
生活介護	施設などで、入浴やトイレ、食事などの手助けをしてもらったり、レクリエーションをしたりします。	2,855人	3,108人
自立訓練（機能訓練）	体をうまく動かす練習をしたり、自分の身の回りのことができるように練習をします。	6人	9人
自立訓練（生活訓練）	身の回りのことができるように練習をします。	218人	271人
就労選択支援【新規】	障害のある方の能力や考えに合わせた働く場所や働き方を選ぶ手助けを受けられます。	国の動向を注視しながら、支援を希望する方が適切に利用できる体制を整えていきます。	
就労移行支援	企業などで働くための練習をします。	518人	621人
就労継続支援A型	施設などで、必要な手助けを受けながら働くことができます。	360人	406人
就労継続支援B型	働くことができます。	1,521人	1,926人
就労定着支援	相談などを通じて企業などで就労を継続するために必要な支援を受けられます。	308人	374人
地域活動支援センター	簡単な仕事やレクリエーションをしたり、困ったことについて話を聞いてくれます。	-	584人
短期入所（ショートステイ）	家族が病気などで家のことができないときに、家から離れて、短期間、施設に泊まり支援を受けられます。	全体 福祉型 497人 医療型 48人	748人 673人 75人
療養介護	重い障害のある方が病院などで体をうまく動かす練習やお医者さんの治療、身の回りの手助けを受けられます。	110人	111人

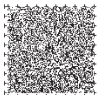
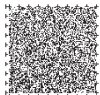
※数値はひと月あたりの人数。令和5（2023）年度は6月実績。

※地域活動支援センターの令和5（2023）年度実績については、令和6（2024）年3月以降に年間の実績を集計するため、掲載していません。

名称	内容	令和5年度 (2023年度) (実績)	令和8年度 (2026年度) (見込量)
共同生活援助（グループホーム）	障害のある方が世話人などから身の回りの手助けをしてもらいながら地域で生活できます。	1,692人	1,946人
住まいに関するサービス	身の回りの手助けをもらいながら、施設で暮らすことができます。	522人	553人
自立訓練（宿泊型）	自宅やグループホームで生活するための自立訓練（生活の練習）を施設に泊まりながら受けられます。	19人	25人
自立生活援助	入所施設やグループホームにいた方がひとり暮らしをする場合に相談などの必要な支援を受けられます。	0人	7人
地域生活支援拠点等	「重点目標3」（12ページ）参照		
居宅介護（ホームヘルプサービス）		1,411人	1,531人
重度訪問介護	ヘルパーが身の回りの手助けをしてくれます。サービスは、内容によって5種類あります。	138人	160人
行動援護		395人	511人
同行援護		270人	298人
重度障害者等包括支援			
計画相談支援	希望する生活を送るために必要な福祉サービスの利用計画を作ります。	2,615人	3,229人
地域移行支援	入所施設等や精神科病院に入所・入院している方が、地域で生活するための住まいの確保や手助けを受けられます。	1年あたり3人	1年あたり8人
地域定着支援	障害のある方が地域での生活を続けていけるように、困ったり不安になったときに、相談や手助けを受けられます。	1年あたり4人	1年あたり8人

※数値は原則としてひと月あたりの人数。令和5（2023）年度は6月実績。

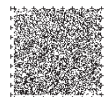
※重度障害者等包括支援の利用実績や見込みはありません。



児童福祉法に基づくサービス

名称	内容	令和5年度 (2023年度) (実績)	令和8年度 (2026年度) (見込量)
日中に施設などで受けられるサービス	障害児相談支援	425人	200人
	児童発達支援	2,256人	3,281人
	放課後等 デイサービス	3,636人	4,638人
	保育所等訪問支援	183人	268人
	巡回型機関支援 (地域療育センター)	1年あたり 1,150回	1年あたり 875回
	居宅訪問型 児童発達支援	4人	10人
	医療的ケア児 コーディネーター	「重点目標5」(14ページ) 参照	
住まいに関するサービス	福祉型障害児入所施設	51人	53人
	医療型障害児入所施設	20人	25人

※数値は原則としてひと月あたりの人数。
※令和5(2023)年度の実績は、1年あたりの数値は見込み、ひと月あたりの数値は6月実績。

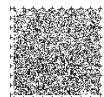


障害児の子ども・子育て支援等について (参考)

- 川崎市の保育所、幼稚園、認定こども園などでは、障害の内容や程度を問わず集団生活が可能な児童を受け入れています。
- 各施設や事業の利用実績及び今後の見込みは以下のとおりです。

名称	令和5年度 (2023年度) (実績)	令和8年度 (2026年度) (見込量)
保育所・認定こども園 (2・3号)	33,996人	38,364人
	3,410人	3,299人
	10,051人	8,165人
地域型保育事業	972人	1,437人
わくわくプラザ事業 (放課後児童健全育成事業)	10,166人	-

※数値はひと月あたりの人数。令和5(2023)年度は4月実績。
※障害の有無に関わらず、全ての子どもを対象とした数値です。
※わくわくプラザ事業の令和8(2026)年度見込量については、次期川崎市子ども・若者の未来応援プランの策定時に設定するため、掲載していません。



地域生活支援事業などについて

名称		令和5年度 (2023年度) (実績)	令和8年度 (2026年度) (見込量)
相談	相談支援事業	26 か所	26 か所
	地域自立支援協議会	8 か所	8 か所
	障害児等療育支援事業	5 か所	6 か所
	居住支援制度	2 世帯	1 世帯
	成年後見制度利用支援事業	1年あたり 189 人	1年あたり 347 人
コミュニケーション	コミュニケーション支援事業	1年あたり 3,637 回 1年あたり 4,138 人	1年あたり 3,637 回 1年あたり 4,138 人
	コミュニケーション支援員養成事業	1年あたり 84 人	1年あたり 84 人
日常生活用具	介護・訓練支援用具	1年あたり 100 件	1年あたり 127 件
	自立生活支援用具	1年あたり 260 件	1年あたり 288 件
	在宅療養等支援用具	1年あたり 220 件	1年あたり 187 件
	情報・意思疎通支援用具	1年あたり 236 件	1年あたり 201 件
	排泄管理支援用具	1年あたり 3,120 人	1年あたり 3,120 人
	住宅改修(居宅生活動作補助用具)	1年あたり 44 件	1年あたり 28 件
移動支援	移動支援	176 か所 1月あたり 574 人 1月あたり 5,098 時間	188 か所 1月あたり 679 人 1月あたり 5,759 時間
	通学・通所支援	1月あたり 102 人 1月あたり 1,940 回	1月あたり 115 人 1月あたり 2,169 回

※令和5(2023)年度の実績は、1年あたりの数値は見込み、ひと月あたりの数値は6月実績。

名称		令和5年度 (2023年度) (実績)	令和8年度 (2026年度) (見込量)	
発達障害者支援	発達相談支援センター	1年あたり 1,300 人	1年あたり 1,300 人	
	発達障害者支援地域協議会の開催	1年あたり 1 回	1年あたり 1 回	
	関係機関への助言			
	発達相談支援センター及び発達障害者地域生活支援マネジャー	1年あたり 115 件	1年あたり 120 件	
	外部機関や地域住民への研修、啓発			
			1年あたり 30 件	1年あたり 30 件
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1年あたり 12 人	1年あたり 12 人	
	ペアレントメンターの人数	1年あたり 49 人	1年あたり 49 人	
	ピアサポート活動への参加人数	1年あたり 20 人	1年あたり 20 人	
日中一時支援	日中短期入所	4 か所 1月あたり 51 回	4 か所 1月あたり 51 回	
	障害児・者一時預かり	43 か所 1月あたり 6,115 回	49 か所 1月あたり 7,012 回	
ホーム	福祉ホーム	1 か所 1月あたり 3 人		
入浴	訪問入浴サービス事業	1年あたり 7,065 件	1年あたり 7,300 件	
社会参加	各種訓練・教室等	1年あたり 9 種類	1年あたり 11 種類	
	スポーツイベント	1年あたり 125 回	1年あたり 128 回	
	普及・啓発イベント、相談会等	1年あたり 4 回	1年あたり 4 回	
啓発	ヘルプマーク配布・普及事業	1年あたり 8,000 枚	1年あたり 9,500 枚	

※令和5(2023)年度の実績は、1年あたりの数値は見込み、1月あたりの数値は6月実績。

※ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数については、令和5(2023)年度実績では対象を保護者と定めていません。
 ※福祉ホームについては、令和7(2025)年度末に事業廃止を予定しているため、令和8(2026)年度の見込量は算定していません。

※上記の事業の他、雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業及び重度訪問介護利用者の大学就学支援事業について、引き続き必要な支援を実施します。





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版 概要版

発行
企画・編集
住所
電話番号
F A X

令和6(2024)年3月
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
(044) 200-2654 (直通)
(044) 200-3932

